

留意事項（介護予防支援事業）

- ・法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要になります。申請時点で登記が間に合わない場合はご連絡ください。
- ・申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。
- ・申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。場合によっては、指定申請の取り下げを求めることがあります。
- ・指定に際し、適正な運営を確保するため、必要と市が判断した場合、条件を付す場合があります。